



住宅用火災警報器の 取付け等支援のご案内

～江田島市消防本部の職員がお手伝いします～

住宅火災から大切な命や財産を守るため、全ての住宅に「住宅用火災警報器」を設置することが消防法等により義務付けられています。

住宅用火災警報器の購入後、取付けること等が困難な方のために、消防職員が直接、市民の皆さまのお宅に訪問し、設置のお手伝いをします！

1 支援内容

住宅用火災警報器の取付け等を消防職員が行います。

※ 住宅用火災警報器は、申込者をご自身で用意してください。

2 対象世帯

江田島市内に居住する世帯のうち、65歳以上の方または身体障害者手帳の交付を受けている方のみで構成されている世帯。

その他、自ら住宅用火災警報器を設置することが困難である世帯。

3 受付期間(時間)

随時、受付けています。

受付時間は、平日の8時30分から17時15分までです。

4 申込方法

消防本部予防課に直接お越しいただくか、電話でお申込みください。

※ 代理の方の申込みも可能です。



まずは御相談を！

住宅用火災警報器は
概ね**10年を目安に本体交換**しましょう！



【お申込み・お問合せ】
江田島市消防本部
予防課予防係
(0823) 40 - 0353